

○筑紫女学園大学における公的研究費の適正運用に関する規程

平成20年4月1日

規程第1号

最近改正 平成30年5月31日

(目的)

第1条 この規程は、筑紫女学園大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運用・管理を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(公的研究費)

第2条 公的研究費とは、科学研究費補助金など文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的研究資金等で、配分を受ける機関が管理を行うものをいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学における公的研究費に関する運営・管理についての最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、本学における公的研究費の運用における不正防止対策の基本方針の策定・周知を行い、それらを実施するために必要な措置を講じるものとする。

3 最高管理責任者は、第4条に規定する統括管理責任者、統括事務管理責任者及び第5条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者及び統括事務管理責任者)

第4条 本学において最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を有する者として統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 本学における公的研究費の事務管理について全学的な責任と権限を有する者として統括事務管理責任者を置き、事務長をもって充てる。

3 統括管理責任者及び統括事務管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、最高管理責任者が定める基本方針に基づき、本学全体の具体的な不正防止対策を策定・実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学の学部及び研究科において、公的研究費の運営・管理について部局の実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、各学部長、研究科長を

もって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、各学部及び研究科内（以下「部局内」という）における不正防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、部局内における公的研究費の運営・管理にかかわる構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、また、その受講状況を管理監督しなければならない。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、部局内に置いて、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導しなければならない。  
(研究費の執行)

第6条 公的研究費の執行にあたっては、当該公的研究費等を管轄する機関の定める取扱い規程等並びに本学の諸規程を遵守し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

- 2 物品の購入、出張旅費、講師への謝金等の具体的な手続き手順は、別に定める公的研究費使用マニュアルによる。  
(支援部署・窓口)

第7条 公的研究費に関する事務処理業務は、大学総務部が行い、効率的な研究遂行を支援する。

- 2 公的研究費の事務処理、使用ルールに関して、学内外からの相談を受ける窓口を、大学総務部とする。  
(告発等の受付窓口)

第8条 本学における公的研究費の不正使用に関して、本学内外からの不正の疑いの指摘や、本人からの申し出など（以下「告発等」という）を受け付ける窓口を、大学総務部及び告発者保護の観点から学外の第三者機関に置く。

- 2 不正使用に関する告発等が発生した場合は、別に定める筑紫女学園大学における研究上の不正行為等への対応に関する規程（平成20年程第5号）により処理するものとする。  
(不正防止計画の推進)

第9条 最高管理責任者の下に、不正防止計画推進班（以下「防止計画推進班」という。）を置く。

- 2 防止計画推進班は、副学長、事務長、大学総務部長及び公的研究費業務担当大学総務部員若干名の者をもって構成し、班長は副学長とする。
- 3 防止計画推進班は、本学における公的研究費執行における不正使用を発生させる要因の

把握に努めるとともに、具体的な不正防止計画を策定する。

(検収責任者・担当者)

第10条 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費による物品購入に関する検収責任者及び検収担当者を置く。

2 検収責任者は大学総務部長とし、検収担当者は大学総務部員をもって充てる。

3 物品購入にあたっての具体的な検収手続き等については、別に定める公的研究費使用マニュアルによる。

(内部監査)

第11条 公的研究費の公正性、透明性を担保するために、毎年、抽出による内部監査を行う。

2 内部監査に関する事項は、別に定める。

(事務)

第12条 この規程に関する事務は、大学総務部が担当する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学執行部会議の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。